

白川中学校部活動振興会会則

第1条（名称および事務所）

本会は、白川中学校部活動振興会と称し、事務所を白川中学校内（熊本市中央区大江3丁目1番12号）におく。

第2条（目的）

本会は、白川中学校の教育活動の一環である部活動において、白川中学校生徒の体育、文化諸活動の振興を図り、生徒の興味・関心に応じて、その能力を伸ばし心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条（会の構成）

本会の構成は、本会の趣旨に賛同する白川中学校生徒の保護者・教員をもって構成する。

第4条（部員）

部員は、「白川中学校部活動規約」に基づき、入部手続きを行った白川中学校生徒とする。

第5条（会員）

本会の会員は、本校部活動入部者の保護者とし、定期総会等へ出席および会費納入（第13条）の責務を負う。

第6条（役員）

本会の運営および諸課題に対応するために次の役員をおく。

1. 会長 [1名]
2. 副会長 [2名]
3. 庶務 [1名]
4. 振興会会計 [若干名] (学校)
5. 部活動等遠征費積立金会計 (PTA)
6. 各部の保護者代表
7. 各部の顧問・指導者代表 [若干名]
8. 顧問
9. 監査 [2名]

第7条（役員の仕事）

役員は、役員相互の連携・協力のもと以下に定める仕事を遂行する。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 庶務は、役員会・定期総会等の資料作成および配布の手配をする。
4. 振興会会計は、振興会会計事務を行い、定期総会に会計報告書を提出し承認を受けなければならない。
5. 生徒活動支援積立金会計は、担当する会計事務を行い、定期総会に会計報告書を提出し承認を受けなければならない。
6. 各部の保護者代表は、各部保護者会の把握に努め、本会の運営と活動に協力する。
7. 各部の顧問・指導者代表は、白川中学校部活動の活動全般を統括する。
8. 顧問は、本会の運営および活動に対し必要に応じ助言を行う。
9. 監査は、本会の全会計を監査し定期総会に監査結果を報告する。

第8条（役員を選出）

役員は、各部・学校・PTAの連携・協力を図るため以下により選出する。

1. 会長は、白川中学校PTA会長の兼務とする。
2. 副会長は、各部保護者代表1名および白川中学校PTA副会長の兼務1名とする。
3. 庶務・会計補佐および監査は、各部保護者代表から会長が依嘱する。
4. 振興会会計は、学校長推薦により会長が依嘱する。
5. 生徒活動支援積立金会計は、白川中学校PTA会計の兼務2名とする。
6. 各部の保護者代表は、各部保護者会の代表者1名とする。
7. 各部の顧問・指導者代表は、学校長推薦により部活動主任および振興会担当教員がこれにあたる。
8. 顧問は、学校長および教頭とする。

第9条（役員の任期）

本会の役員の任期は、新年度の定期総会から1年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、役員の選出方法に基づき会長が補充依嘱する。その任期は、前任者の残務機関とする。

第10条（活動）

本会の活動は、各部を中心に行い、活動は学校長の認めたものとする。

1. 各部の顧問・指導者は、白川中学校教員とし部員の入退部に関する一切の権限を持ち、指導・活動の全般を掌握し、必要に応じ学校外指導者（コーチ）を推薦することができる。
2. 学校外指導者（コーチ）は、学校長の部活動方針に基づき、学校長の委嘱を受けたもので顧問・指導者を補佐し、部員の指導にあたる。

第11条（総会・役員会）

1. 会長は、年度始めに定期総会を招集し、各種会計および監査の報告、本会の運営に関する事項等について意志結集の場を設けなければならない。なお総会承認事項の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。
2. 会長は、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
3. 役員会は、必要に応じ会長が招集し開催する。

第12条（規約改正）

本規約は、定期総会において出席者の過半数の賛同により改正することができる。

第13条（会計）

本会の会計は、会費収入および市補助金・その他収入よりこれにあてることとし、会員からの会費は4,000円とし、年度当初の定期総会時に一括納入とする。なお、生徒活動支援積立金は、別に定める附則により運営・会計処理を行う。

第14条（年度）

本会の事業および会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第15条（施行）

本規約は、昭和45年11月7日より施行する。

- 補則・・・昭和56年4月30日一部改正
- 補則・・・平成8年5月21日一部改正
- 補則・・・平成9年5月13日一部改正
- 補則・・・平成22年5月10日一部改正
- 補則・・・平成24年5月7日一部改正
- 補則・・・平成27年5月8日一部改正
- 補則・・・令和3年5月21日一部改正